

## 新規就農ワンストップ相談窓口開設中

一関地方農林振興協議会では、「新規就農ワンストップ相談窓口」を開設しています。本格的に農業を始めたい意欲ある方のご相談をお待ちしています。

**窓口開設日 毎月第2水曜日午後1時30分～**

開設日		場所
令和6年 6月12日	11月13日	一関市役所川崎支所 2階多目的室 (一関市川崎町薄衣字諏訪前 137) ※リモート相談可
7月10日	12月11日	
8月 7日	令和7年 1月15日	
9月11日	2月12日	
10月 9日	3月12日	

**【相談希望の申込先】** 相談日5日前までに、下記のいずれかに電話でご連絡ください。

一関市農林部農政推進課 ☎ 21-8225  
および各支所産業建設課

一関農林振興センター ☎ 26-1413

一関農業改良普及センター ☎ 52-4961

平泉町農林振興課 ☎ 46-5564

JA営農振興課 ☎ 34-4001

# 営 農 情 報

## 農薬を正しく使って確かな収穫！ 農薬の確認するポイントを紹介します

### ◎登録のある農薬を購入しましょう！

#### ○農薬のラベルを確認する

1. 農林水産省「登録番号」の有無
2. 適用のある「作物名」「適用病害虫（雑草）名」の確認
3. 使用面積に必要な薬量の確認



**注意：**農薬取締法の規定により、登録番号のない農薬は農作物に使えません。罰則もあります。

### ◎農薬ラベルの記載通りに使いましょう！

1. 作用する作物名があるか確認  
⇒作物名、適用病害虫（雑草）名
2. 使い方を確認  
⇒希釈倍数、使用量、使用時期、使用回数、使用上の注意
3. 必要な薬量を確認  
⇒必要な薬量と希釈水量を正確に計量して散布液を調整



**注意：**農薬取締法の規定により、使用基準（対象作物、希釈倍数、使用量、使用時期、使用回数）を遵守することが義務付けられており、罰則もあります。

不明な点は、指導機関やJA・販売店などに相談しましょう。

